

# 活動委員会報告

## ● フィットネス事業者

- ① 通常価格での入会期間を設ける
- ② 消費者の心理をあおる表記（キャンペーン価格）を削除する、など  
概ね広告表記が改善されました！

## ● 通信販売事業者

回答の内容が、当会からの問合せの趣旨と異なる部分があったため、再度問合せする予定です。

## ● 飲料販売事業者

購入価格になるための条件である注記部分の文字が小さく、消費者に判りにくい表記だったため改善要望を行なってきましたが、文書での回答がありませんでした。消費者に判りやすい表記に努めることを重ねて要望し、必要と判断した場合は、再度改善の要望を行なっていくことを連絡しました。

## 第2回

### 消費者力アップ学習会報告

# 『強引に買い取られた着物、貴金属 返してもらえる?!』

「押し買い」とはどんな被害で、どんな規制がなされたのかについて、特定商取引法の規制、被害事例を交えてわかりやすく解説していただきました。また、書面交付義務とクーリング・オフについても学ぶことができ、参加者からは『女性の声で電話があり訪問を承諾したが実際は複数の男性で来たなどはとても怖いので、法で訪問人数などを規制できるようにならないか』『押し買いに対応する法改正が比較的早く成立されたとのこと、特に高齢者の被害防止には法の規制があるとうれしい』などの感想がありました。



講師の松苗弁護士

特定商取引法の概要など詳細は、消費者庁ホームページ [取引対策](#) [検索](#)

2/15(金)

## 増えるネット被害!

### 第3回 消費者力アップ学習会を開催します!

# 「そのメール、アプリ、大丈夫ですか?」

何十万という多種多様なアプリケーション。

スマートフォンやタブレットの利用者の急増に伴い、トラブルも増えています。

誰にでも起こり得るトラブルを回避するために、利用上の注意点を学びましょう!

参加費  
無料

講師 原田 由里 氏 一般社団法人 EC ネットワーク理事

2013年2月15日(金) 10:00~12:00

コーププラザ春日部 3F 第2会議室

東武伊勢崎線・野田線 春日部駅西口徒歩6分

駐車場 なし

定員 40名(要申込み・先着順)

講師プロフィール:

消費生活専門相談員、消費生活コンサルタント、消費生活アドバイザーの資格を持つ。

EC ネットワーク:

ネット取引のトラブル相談をオンラインで対応

前号の【消費者行政ランキング】について、埼玉県消費生活支援センター熊谷より情報をお寄せいただきました

消費生活相談窓口開設が週3日以内の市町村のうち、本庄市・上里町・神川町・美里町は協定を締結し、運営費を負担して、共同で週5日の相談を実現しています。『広報かみさと』では、わかりやすく相談窓口のお知らせをしています。他の市町村の参考になると思います。

⇒『広報かみさと』より

消費生活相談窓口	(受付時間)				
	午前9時30分～11時30分 午後1時～3時30分				
	月	火	水	木	金
上里町役場産業振興課内 【☎35-1232】		○			○
本庄市役所商工課内 【☎25-1175】	○		○	○	
消費生活支援センター熊谷 【☎048-524-0999】 【受付時間：午前9時30分～午後4時】	○	○	○	○	○
消費者ホットライン 【☎0570-064-370】	音声ガイダンスの案内により、市町村又は県の相談窓口につながります				

※4月から本庄市で水曜日の相談が始まります。

※ 前号の【消費者行政ランキング】のうち、消費生活相談窓口開設が週3日以下の市町村の項目で下記の情報が表現しきれませんでしたので、改めてご紹介します。

- 横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町は秩父市に委託し、共同で消費生活センター設置しています。  
(窓口設置：秩父市 窓口開設日：月～金)
- 三芳町、小川町、東秩父村は相談窓口を週4日以上開設していますが、相談員がいるのは週1または週2日で、他は市職員が対応にあたっています。

## 『集団的消費者被害回復訴訟制度』の早期創設を求めましょう！

『集団的消費者被害回復訴訟制度』とは・・・？

同種の被害が多数発生する傾向にある消費者被害。しかし、個々の被害者が自ら訴えを提起し、被害回復を図ることは、費用や労力面で困難です。

簡易・迅速に消費者被害の回復を図ることを可能にする“二段階型”の新たな訴訟制度です。

### 第2段階

### 第1段階

- 特定適格消費者団体が原告となって、訴訟提起  
(共通争点の確認の訴え)
- 判決で **和解**、**勝訴**の場合

**団  
体  
消  
費  
者  
裁  
判  
所**

- 特定適格消費者団体による通知・公告（手続き加入のため）
- 個々の消費者の加入
- 特定適格消費者団体が、事業者に対し請求する金額等を取りまとめて、裁判所に提出
- 簡易な手続きによる個々の消費者の請求権に対する決定、損害金を消費者に配分

先の第180通常国会では集団的消費者被害回復に係る訴訟手続に関する法律案（仮称）が提出に至りませんでした。現状、被害回復につながる仕組みが不十分という問題があり、一刻も早い制度の導入が求められています。くらしの安全・安心の実現のために、ぜひともこの機会に制度を実現させましょう！

2013年1月25日（金）18：30～20：30 に開催される第51回全国消費者大会「消費者政策」分科会は、この制度の早期創設をテーマに開催されます。 [全国消費者団体連絡会](#) を [検索](#)

\* 商品事故・契約トラブルにあった時は、支援センターや市町村の消費者相談窓口へ迷わず相談を！

- ◆ 埼玉県消費生活支援センター(埼玉県生活科学センター内) Tel.048-261-0999
- ◆ 全国共通 消費者ホットライン Tel.0570-064-370(ゼロ・ゴー・ナナ・ゼロ 守ろうよ、みんなを)

\* 皆様からの情報提供が消費者被害防止につながります！疑問に感じる約款や契約内容、広告のコピー、被害の状況などを「なくす会」までお寄せください！

Tel 048-844-8971 Fax 048-844-8973 メール nakusukai.01@saitama-k.com